

市立病院の医師を確保し、健全な病院経営を図ります

—— 沼津市医師就業支度金貸与条例の制定 ——

可決



沼津市立病院において安定的な医療サービスの提供と健全な経営を図るためには、各診療科の中核となる医師を確保していくことが重要です。

沼津市立病院へ円滑に医師を招へいするための制度として、9月定例会において「沼津市医師就業支度金貸与条例」が上程され、全会一致で可決しました。

ここでは、その内容についてお知らせします。



沼津市医師就業支度金貸与条例の内容は？

Q どのような条例ですか？

A 新たに正規職員として沼津市立病院に勤務する医師に対し、就業にかかる支度金を貸与することで、円滑な医師確保を行うものです。なお、貸与された支度金は、沼津市立病院に5年間勤務した場合は返還を免除します。

Q なぜ条例をつくったのですか？

A 常勤医師が在籍していないことにより患者さんの診療を制限している診療科を再開するためには、医師の確保が不可欠であることから、この条例をつくりました。

Q 対象となる医師は？

A 沼津市立病院に正規職員として勤務し、かつ、診療科の開設又はその維持に特に貢献できると市長が認めた医師を対象とします。

Q 支度金の貸与額はいくらですか？

A 沼津市内に住所を有する者は700万円、それ以外の者は300万円をそれぞれ限度として無利子で貸与します。

※9月定例会において、平成29年度沼津市病院事業会計補正予算（第1回）を可決し、この支度金（700万円×2人分）を追加しました。

Q 他の市町も同じような条例がありますか？

A 滋賀県高島市、和歌山県橋本市、兵庫県豊岡市、兵庫県養父市などで同様の制度があります。

民生病院委員会での主な質疑

問 本条例を年度の途中において制定する理由は。

答 本年4月の新病院長就任後、喫緊の課題である医師不足を解消するため、支度金を貸与することで、他の病院に比べ、医師確保の優位性を保つための制度を構築したものである。

問 首都圏の大学の医師を招へいする際の現状は。

答 沼津を知らない、他の市立病院との差がわからないとの反応や、家族の理解や子供の教育に伴う生活圏の問題がある。

問 本条例制定において、想定している対象者は。

答 医師確保の取り組みの一つとして、医師免許取得後、2年以下の初期研修医や3年から5年の専攻医を積

極的に受け入れ、市立病院に就職してもらえるような環境をつくるためには、豊富な経験をもった指導医が必要であることから、診療科の長となることができる医師を対象と考えており、具体的には、現在、常勤医師が不在となっている、泌尿器科、腎臓内科、救急科、麻酔科の医師を想定している。

問 本条例と沼津市立病院新改革プランとの関係は。

答 平成29年3月に策定した改革プランにおいても医師確保の取り組みを掲げており、それらを継続するとともに、医師確保のための一つの新たなツールを設けたものである。

